

会長 開会挨拶

会長 ただいまから、第二十六回福生市農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の日程は、農地転用届出の確認について、農地法第四条を八件、農地法
第五条を二件、お願いいたします。
それでは、本日の会議録署名委員を指名いたします。
福生市農業委員会総会規則第十三条の規定により、3番関谷委員、4番岡本
委員にお願いをいたします。
これより日程第一、報告第三十八号から日程第十、報告第四十七号を上程い
たしたいと思います。上程することに御異議ございませんか。

委員一同 異議なし

会長 御異議なしとの事で日程第一、報告第三十八号から日程第十、報告第四十七
号を上程いたします。
事務局より別紙について説明願います。

事務局 別紙について説明

会長 事務局より説明が終わりました。
これより質疑に入ります、何か御質問はございませんか。

委員一同 質問なし

会長 それでは、日程第一、報告第三十八号から日程第十、報告第四十七号を確認
いたしました。

会長 次に、農地利用、農業経営につきましては、特に議題がございませんので、
その他に移ります。本日はその他の案件が、相続税の納税猶予に関する適格
者証明書の発行についてと、農地法第三条の三第一項の規定による届出書の
確認の二件ございます。
相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行については、私が関係者に当
たることから、退席し、会長職務代理に議事進行を依頼します。(退席)

職務代理 では、会長より指名がありましたので、議事を進めます。相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について、事務局より別紙について説明願います。

事務局 別紙について説明

職務代理 事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります、何か御質問はございませんか。

委員 地目が宅地になっても相続税納税猶予の対象になるのですか。

委員 生産緑地に指定されていれば対象になります。

職務代理 その他、御質問はありませんか。

委員一同 質問なし

職務代理 それでは、農業委員会として証明書を発行いたします。事務局は速やかに手続きください。案件が終了しましたことから、会長に議事進行を戻します。
(会長着席)

会長 次に、農地法第三条の三第一項の規定による届出書の確認について、事務局より別紙について説明願います。

事務局 別紙について説明

会長 事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります、何か御質問はございませんか。

委員一同 質問なし

それでは、農業委員会として受理通知書を発行いたします。事務局は速やかに手続きください。

会長 それでは、次回農業委員会日程について議題といたします。

日程協議 平成二十五年九月二十日（金）午前十時から開催予定。場所は市役所第一棟二階第二会議室です。

以上で第二十六回福生市農業委員会定例総会を閉会いたします。